

居宅介護支援重要事項説明書

1 事業の目的

社会医療法人 文珠会が開設する指定居宅介護支援事業所 グランドサン亀田（以下「事業者」という。）が行う、指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員が要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 運営方針

事業者の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう配慮し、又利用者の心身状況、環境状態に応じ、利用者・家族等の選択に基づき、適切な保健・福祉・医療サービス（以下「指定居宅サービス」という。）が多様な事業者から、総合的・効果的に提供されるよう支援します。

事業の実施にあたっては、関係市町村・指定居宅サービス事業者、その他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設・医療機関等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることなく公平中立な業務に努めるものとします。

3 居宅介護支援事業所の概要

事業所名	指定居宅介護支援事業所 グランドサン亀田
所在地	〒041-0802 函館市石川町191番地4
事業者番号	0151480019
管理者	中村 真衣子
電話番号 FAX番号	0138-46-2123 0138-46-9139
サービス提供地域	函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部町は除く） 北斗市、七飯町

4 事業所の職員体制

職種	勤務時間	人員	業務内容
管理者	午前8時45分～午後5時20分	1名 (兼務)	事業所の 運営管理
介護支援専門員	午前8時45分～午後5時20分	4名 (うち1名兼務)	居宅サービス 計画作成

5 営業時間

区分	平日	土・日祭日	その他
営業時間	午前8時45分～午後5時20分	休業	年末年始の休業 12月30日～1月4日

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

事業者の指定居宅介護支援の提供及び内容は次のとおりとします。

- (1) 相談体制は、事業者には相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応します。
- (2) 利用者に対するケアプラン原案作成のために使用する課題分析方式は、「3団体方式」等とします。
- (3) ケアプランを作成します。
- (4) ケアプラン原案に対し専門的な見地から意見を求める為、当該計画原案に位置付けた、指定居宅サービス提供者の担当者等を招集して行うサービス担当者会議を開催します。
- (5) ケアプラン作成に当り、利用者の置かれている環境の評価や現在抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接を行います。又ケアプラン作成後においても、ケアプランの実施状況を把握しサービス計画の変更等、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう、居宅訪問等の方法による支援を行います。又、利用者の状態が安定している場合にはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行います。
- (6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために、必要と認められるサービス提供を行います。
- (7) 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めています。
- (8) 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能です。また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。
- (9) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6ヶ月間に作成したケアプランにおいて、訪問介護等のサービスの利用割合及び同一事業者が提供した割合を説明します。

7 利用料金等

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

○居宅介護支援費の利用料金（基本料金及び加算料金）は以下の通りです。

【基本料金】

要介護1・2	10,860円/月
要介護3・4・5	14,110円/月

【加算料金】

項目	料金	要件			
特定事業所加算（Ⅰ）	5,190 円	下 記 参 照			
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円				
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円				
特定事業所加算（Ⅳ）	1,140 円				
特定事業所加算の算定要件等		（Ⅰ）	（Ⅱ）	（Ⅲ）	（Ⅳ）
（１）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。		2 名 以上	1 名 以上	1 名 以上	1 名以上
（２）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。		3 名 以上	3 名 以上	2 名 以上	常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上
（３）利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。		○	○	○	○
（４）24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。		○	○	○	○ 連携でも可
（５）算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護 3、要介護 4、要介護 5 である者の占める割合が 40 % 以上であること。		○	×	×	×
（６）当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○	○	○	○ 連携でも可
（７）地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること。		○	○	○	○
（８）家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。		○	○	○	○
（９）居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。		○	○	○	○
（１０）居宅介護支援の利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 50 名未満）であること。		○	○	○	○
（１１）介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。（平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表日から適応）		○	○	○	○ 連携でも可
（１２）他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること。		○	○	○	○ 連携でも可
（１３）必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。		○	○	○	○

初 回 加 算	3,000 円	・新規に居宅サービス計画を作成する場合。 ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 ・要介護状態区分が2区分以上に変更された場合に居宅サービス計画書を作成する場合。
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,500 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,000 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退 院 ・ 退 所 加 算		退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一利用者について、居宅及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。） ※入院又は入院期間中につき1回を限度。
退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,500 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,000 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,000 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること。
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7,500 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
退院・退所加算（Ⅲ）	9,000 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
ターミナルケア マネジメント加算	4,000 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合。
緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。 ※月2回を限度
通院時情報連携加算	500 円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

特定事業所医療 介護連携加算	1,250 円	前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。
業務継続計画 未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	以下の基準に適合していない場合。 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。
高齢者虐待防止 措置未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（2）交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

- ①実施地域を越えた地点から、片道おおむね5 km未満 300円
- ②実施地域を越えた地点から、片道おおむね5 km以上 500円
- ③営業車を使用した場合は実費とする。

（3）解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はいただきません。

8 その他の留意事項

- （1）事業者は、介護支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を設けるものとし業務体制を整備します。
- （2）従業者は業務上、知り得た利用者、家族等の秘密を保持します。
- （3）従業者であった者に業務上、知り得た利用者、家族等の秘密保持をさせるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- （4）医療と介護の連携強化の為に、入院時は担当介護支援専門員の名前を入院先の医療機関に伝えていただくことになります。
- （5）この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとします。
- （6）提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。
- （7）高齢者虐待防止法により、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には速やかに市へ通報させていただきます。

9 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様 相談窓口	電話番号	0138-46-2123
	FAX番号	0138-46-9139
	管理者	中村 真衣子
	介護支援専門員	中村 真衣子／ 水沢 郁子 鎌田 弓子 ／ 伊久留 成行
	対応時間	月～金曜日 午前8時45分～午後5時20分 ※営業日、営業時間外は電話等により24時間連絡が可能な体制とする。 営業時間外のご相談は、電話番号 0138-46-3151

次の機関（公的機関）において苦情申出等ができます。

函館市保健福祉部高齢福祉課 相談支援担当 (養護者による高齢者虐待)	所在地	函館市東雲町4番13号
	担当係	函館市保健福祉部高齢福祉課
	電話番号	0138-21-3025
	対応時間	月～金曜日 午前8時45分～午後5時20分
函館市保健福祉部指導監査課 高齢者担当 (要介護施設従事者等に よる高齢者虐待)	所在地	函館市東雲町4番13号
	担当係	函館市保健福祉部高齢福祉課
	電話番号	0138-21-3926 0138-21-3927 0138-21-3923
	対応時間	月～金曜日 午前8時45分～午後5時20分
北斗市民生部保健福祉課	所在地	北斗市中央1丁目3番10号
	担当係	北斗市民生部保健福祉課高齢者・介護保険係
	電話番号	0138-73-3111
	対応時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
介護総合支援センター 安心ななえ	所在地	亀田郡七飯町本町6丁目1番1号
	担当係	七飯町民生部福祉課地域包括支援係
	電話番号	0138-65-2514
	対応時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談専用 直通電話	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6F 総務部介護・障害者支援課 企画苦情係
	電話番号	011-231-5175
	利用時間	月～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

※当事業所は苦情処理の流れに関しまして、別紙の通り対応致します。

10 事故発生時の対応

居宅介護支援の実施にあたって、事故が発生した際には次の窓口で対応いたします。

電話番号	0138-46-3151
FAX番号	0138-46-9139
事業所名	指定居宅介護支援事業所 グランドサン亀田
管理者	中村 真衣子
介護支援専門員	中村 真衣子／ 水沢 郁子 ／ 鎌田 弓子 ／ 伊久留 成行

- (1) 利用者及び家族に対しては、誠意を持って事故の対応をいたします。
- (2) 事故の原因分析と評価検討を行い、その後の事故発生防止対策への反映を図ってまいります。
- (3) 利用者及び家族が事故の申し立て等を行ったことを理由に、いかなる不利益な取り扱いをすることはありません。
- (4) 行政機関への届出は速やかに行います。届出に当たっては事前に利用者及び家族連絡を行います。

1 1 事業所の概要および業務内容

名称・法人種別	社会医療法人 文珠会が運営する指定居宅介護支援事業所グランドサン亀田
代 表 者 名	社会医療法人 文珠会 理事長 蒲池 匡文
所在地・電話	函館市石川町191番地4 TEL 0138-46-2123
業 務 内 容	(1) 要介護認定の代行申請。 (2) 要介護認定等の訪問調査機関として、函館市他から委託を受けております。 (3) 相談業務／介護支援専門員が活動に必要な知識と技術を習得しており、特にサービス提供者としての視点から相談者のニーズの抽出を図っております。 (4) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成 (5) 保健・医療・福祉に関する制度や他のサービス供給の情報提供体制が確立しております。 (6) 介護保険上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力していきます。 (7) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保しております。